

地区計画のつくり方 住民主体のまちづくりの一例



地区計画の構成 地区計画を支える2本の柱

●地区計画の方針

どのようなまちにしていくか、地区の目標や将来像を定めます。

●地区整備計画

「地区計画の方針」のもと、主に建物の建て方などに関するルールを定めます。

「地区整備計画」ルールの一例

建物の用途

その地区にふさわしい建物を建てられるようにします。

敷地の大きさ

北国としての良好な住環境を形成できるようにします。

壁面の位置

植栽スペースなどを設け、うるおいとゆとりのある街並みを形成できるようにします。

建物の高さ

その地区にふさわしい高さの建物を建てられるようにします。

へいの高さ

開放的な明るい街並みを形成できるようにします。

一戸建ての住宅を中心とした 地区計画では…(イメージ図)



都市計画の提案で 住みよいまちづくりを

～都市計画の提案制度について～

都市計画の提案制度は、地域のまちづくりなどを進めるにあたって、地区計画をはじめとした都市計画の決定や変更を札幌市に提案できる制度です。

Q 誰が提案できるの？

- A 次のいずれかに該当する方です。
① 土地の所有者、借地権者など
② まちづくりNPO法人
③ 営利を目的しない公益法人
④ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体など

Q どこに提案するの？

- A 提案の内容により、提出先が異なりますので、事前にご相談ください。

Q 提案に必要な書類は？

- A 次の書類が必要となります。
① 提案者の住所、氏名などを記載した提案書
② 都市計画の素案(提案する都市計画の内容がわかる説明書と図面)
③ 土地の所有者などの同意書など

Q どんな都市計画の提案ができるの？

- A 提案できる都市計画は、マスタープラン(都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、都市再開発方針等)を除く全てのものが対象となります。

Q 提案をするときの条件は？

- A 次の要件を満たしていることが必要です。
① 5,000㎡以上のまとまった区域であること
② 都市計画に関する法律上の基準などに適合していること
③ 土地の所有者などの3分の2以上の同意があること

※ ここでは都市計画提案制度を活用した地区計画のつくり方をご紹介しています。この他にも建築基準法による建築協定等まちづくりに関する各種制度がありますので、お気軽にお問い合わせください。

建物の高さ
例えば…
9m以下に

壁面の位置
例えば…
道路から1.5m以上後退

へいの高さ
例えば…
1.2m以下に

地区計画の内容に沿った街並みが
将来にわたって維持されます。

*裏面「地区計画の届出」をしましょう。をご覧下さい。